

移住支援金及び地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び一関市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、一関市移住支援金等交付要綱に基づき、移住支援金及び地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金又は地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満又は地方就職支援金に関して一関市への転入日から1年未満に一関市以外の市区町村に転出した場合：全額  
(ただし、地方就職支援金に関して、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする)
  - (3) 岩手県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 地方就職支援金において、当該申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
  - (5) 地方就職支援金において、当該申請日から1年以内に一関市に転入しなかった場合：全額  
(ただし、申請時に既に一関市に住民票がある場合を除く)
  - (6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に一関市以外の市区町村に転出した場合：半額  
(就業の場合のみ)
  - (7) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額  
(ただし、地方就職支援金に関しては、退職から3カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合は返還対象から除く)
- 3 申請者を含む世帯員いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 4 移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される一関市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。